

事務連絡
令和5年4月6日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男

直轄工事における復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、中央建設業審議会において、災害の頻発・激甚化を背景に、「共同企業体の在り方について」（昭和62年中建審発第12号）が改訂され、復旧・復興JVの運用準則が新たに定められたところであり、「復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」（令和4年7月29日付け国不入企第24号）においてその取扱いが通知されました。

これを踏まえ、直轄工事における復旧・復興JVの取扱いについては、別紙の内容にて国土交通省本省より各地方整備局等に通知されていますので、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

別紙 国土交通省内通知文

以上

（担当）事業部 山中

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp